

Ⅰ Ⅰ 行事等で食品を提供される皆様へ

自治会などが開催する夏祭りや文化祭等で、臨時的に飲食物の調理や提供を行う場合は、作業するスペースや設備が限られているため、食中毒のリスクが高くなります。正しい知識を身につけ、食中毒を防いで、楽しいイベントにしましょう。

なお、臨時出店の報告書（様式P46）の提出又は営業許可の取得が必要な場合がありますので、詳しくは西条保健所までお問い合わせください。

※地域の行事以外で、飲食物を扱う「露店」を開設する場合は、営業許可が必要になります。



注意すべき事項

〔取扱い可能な食品〕

「露店」で取扱いのできる食品は「温食品」に限ります。

〔施設〕

・屋外で調理する場合は、テントやプレハブ等を設置し、客に対面する部分以外の側壁3面及び屋根部分を、区画、遮蔽すること。

〔器具〕

- ・冷蔵を必要とする食材などを保管する場合は、冷蔵施設（氷や保冷剤を入れたクーラーボックスで可）に温度計を設置しておくこと。
- ・食器は、原則として使い捨てのものを使用すること。
- ・洗いながら器具を使用する場合は、洗浄設備を設置すること。

〔給水〕

・水道水を使用してください。やむを得ず水道水以外の水を使用する場合は、水質検査の結果が飲用適であることが必要です。



〔手洗い〕

- ・流水式手洗い設備を設け、石けん、消毒液及びペーパータオル等を設置すること。
- ・これが困難な場合は、手指の消毒スプレー等を設置すること。

〔服装〕

- ・食品取扱者は清潔な服装とし、帽子、髪覆いネット等を着用すること。
- ・調理する者は、使い捨て手袋を使用し、必要に応じて交換すること。
- ・調理前やトイレ利用後、食品以外のものに触った後など、必ず手洗いを実施してください。

〔健康管理〕

- ・健康でも保菌している場合があるので、必要に応じて検便を実施すること。
- ・当日、食品取扱者本人やその同居人が下痢、発熱、吐き気などの症状がある場合や、手指に傷や手荒れがある場合は、直接食品に触れる作業は避けてください。

〔表示〕

- ・別の場所で調理・加工し、包装したものを販売する場合は、法定の食品表示を行うこと。

〔ごみ〕

- ・生ごみ及び使い捨て容器は、ふた付の容器に入れ、また、汚水は排水溝に流すなど、適切に処理すること。

〔取扱い〕

- ・前日調理などの作り置きをしないこと。（おでんやカレーなど）
- ・食品は中心部まで十分に加熱すること。
- ・野菜の下処理などの食品の一次処理、一次加工はテントなどの臨時的施設は避け、公民館、家庭の調理場等の恒久的施設で衛生的に行うこと。

※可能なら検食を保存してください（食品ごとに50gずつ、袋に入れて密封し－20℃以下で2週間以上）

〔その他〕

- ・食品を取扱う責任者は食品衛生責任者の資格を有することが望ましい。
- ・HACCPの考え方を取り入れた衛生管理を行い、記録をとることが望ましい。
（記録については西条保健所にお問い合わせください。）
- ・必要書類や施設・設備の基準がありますので、事前に西条保健所にご相談ください。
- ・食品販売等臨時出店報告書は、愛媛県のホームページ「手のひら県庁」からインターネットで報告してください。（次ページ参照）

- お問い合わせ先 西条保健所生活衛生課 食品監視グループ
〒792-0042 西条市喜多川 796-1
TEL：0897-56-1300（代） FAX：0897-56-6713



< 手のひら県庁について >

「手のひら県庁」トップページ URL

https://apply.e-tumo.jp/pref-ehime-u/offer/offerList_initDisplay

手のひら県庁」食品販売等臨時出店報告書
二次元コード



食品販売等臨時出店報告書はインターネットでも提出できるようになりました。

上記 URL もしくは二次元コードを読み取っていただき、必要事項を入力し、送信すると提出できます。

ぜひ、ご活用ください。

- ① 利用者 ID をお持ちの方は「ログイン」、ない方は「利用者登録せずに申し込む方はこちら」をクリックしてください。
- ② 利用規約に「同意する」をクリックしてください。
- ③ 手続き申込に必要な事項を入力してください。
- ④ 「確認へ進む」をクリックし、「送信」してください。
- ⑤ 保健所で確認し、電話にて連絡させていただきます。

手続き申込

利用者ログイン

手続き名	食品販売等臨時出店報告書
受付時期	2023年10月25日17時00分～

① [利用者登録せずに申し込む方はこちら >](#)

[利用者登録される方はこちら](#)

既に利用者登録がお済みの方

利用者IDを入力してください

利用者登録時に使用したメールアドレス、または各手続の担当部署から受領したIDをご入力ください。

パスワードを入力してください

利用者登録時に設定していたパスワード、または各手続の担当部署から受領したパスワードをご入力ください。忘れた場合、「パスワードを忘れた場合はこちら」より再設定してください。

メールアドレスを変更した場合は、ログイン後、利用者情報のメールアドレスを変更ください。

[パスワードを忘れた場合はこちら](#)

① [ログイン >](#)

< 利用規約 >

えひめ電子申請システム利用規約

- 目的
この規約は、利用者が「えひめ電子申請システム」（以下「本システム」といいます。）を利用して愛媛県及び愛媛県内の市町（以下「申請団体」といいます。）に対し、インターネットを通じて申請・届出及び調査・イベント申込みを行う場合の手続について必要な事項を定めるものです。
- 利用規約の同意
利用者が本システムを利用して申請・届出等手続を行うためには、この規約に同意していただく必要があります。このことを前提に、申請団体は本システムのサービスを提供します。何らかの理由によりこの規約に同意することができない場合は、本システムをご利用いただくことができません。なお、閲覧のみについても、この規約に同意されたものとみなします。
- 利用者ID・パスワード等の登録・変更及び削除
本システムを利用し、申請・届出等手続を行う場合は、利用者が本人が利用するに際して、利用規約を承諾するものとみなします。

「同意する」ボタンをクリックすることにより、この説明に同意いただけるものとみなします。

[上記をご理解いただきましたら、同意して進んでください。](#)

< 一覧へ戻る ② [同意する >](#)

手続き申込

🔍 手続き選択をする | ✉ メールアドレスの確認 | **📝 内容を入力する** | 📧 申し込みをする

申込

選択中の手続き名：食品販売等臨時出店報告書 [問合せ先 >](#)

申請日を入力してください。 **必須**

令和 6 年 10 月 25 日

出店場所を管轄している保健所を選択してください。 **必須**

保健所
西条

申請者を入力してください。 **必須**

氏名（団体にあつては代表者氏名）を入力してください。
全角
氏： 名：

報告種別を選択してください。 **必須**

選択してください。

団体名称を入力してください。 **選択結果によって入力条件が変わります**

③

④